

## 令和3年度 第1回箱根町文化財保護委員会会議議事録

【日 時】 令和3年6月11日（金） 午前10時30分～11時50分

【場 所】 箱根町立郷土資料館 学習室

【出席者】 田中徳久委員（委員長）、柘植英満委員（副委員長）、鳥居和郎委員、山崎鯛介委員、北野忠委員

井上康樹教育長、小野英敏教育次長

高木生涯学習課長、鈴木館長、梶塚係長、大関技師、菊田学芸員

【欠席者】 鈴木太源委員

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

令和3年4月16日付け委嘱状を教育長から交付した。今回新しく文化財保護委員に就任した委員から一言挨拶があった。

### 3 あいさつ

教育長から開会にあたり一言挨拶があった。次のとおり

（教育長） 仙石原小学校と箱根の森小学校の管理職として7年間箱根教育に携わってきました。箱根町では国や県、町の指定・登録文化財が約100件あり、箱根ならではの魅力を伝える貴重な財産ではありますが、維持管理のために解決しなければならない様々な問題に直面しています。後ほど議題の中で事務局から説明させますので、ご意見をいただきますようお願いいたします。

### 4 職員紹介

事務局から、井上教育長、小野教育次長、高木課長を紹介した。出席している職員（鈴木館長、大関技師、菊田学芸員、梶塚係長）は自己紹介。出席しなかった職員（高橋学芸員）も紹介した。教育長、教育次長は、紹介後、公務のため退席した。

### 5 議題

（1）箱根町文化財保護委員会委員長及び副委員長の選出について

出席委員の互選及び協議により、委員長は田中徳久委員、副委員長は柘植英満委員と決定した。

(2) 箱根町立郷土資料館運営懇話会委員の選出について

出席委員の互選並びに調整により、鈴木太源委員と決定した。

(3) 令和3年度文化財関係事業計画等について

事務局から、配布資料にもとづき、以下の項目について説明した。

① 文化財保護委員会の開催（1ページ）

事務局から、文化財保護委員会開催予定について説明した。

② 文化財の保護・保存に関すること（1～6ページ）

事務局から、文化財の指定・登録に関することについて、資料1及び2に基づき、神仙郷が国指定名勝となったこと等を報告した。

近代化遺産の調査については、これまで実施した箱根の近代化に関わる建造物や土木遺構についての調査の結果についてデータの整理を行い、近代化遺産の保護や活用について検討する予定であることを報告した。

文化財の維持管理に関することについて、資料3～7に基づき、国指定史跡である箱根旧街道、元箱根石仏群、箱根関跡についての維持管理の状況及び計画を説明した。続いて、町指定史跡及び資料8～10に基づき町内の天然記念物の維持管理の取組について報告した。加えて、町指定文化財現状確認調査等の概要についても説明した。

民間所有者による文化財保護に係る事業への支援について、資料11、12に基づき、国指定名勝神仙郷、国登録文化財富士屋・ホテル菊華荘他の民間所有者による保存整備事業に対する指導、助言等を、引き続き実施する旨説明した。

令和3年6月5日現在、文化財保護に関する現状変更手続きについては、国史跡「箱根関跡」の改修をはじめ天然記念物の調査、町指定文化財の移動等が該当しているが、文化財保護法に基づき適切な手続きを踏んでいることを報告した。

③ 文化財の活用に関すること（6～8ページ）

文化財愛護、保護思想の普及啓発のための取組について、現地で歴史的経緯や魅力を説明する探訪会の開催、ハンドブックの作成をはじめ、情報発信を行っていく予定であること、また、地域の文化財を活用、地域に生かす取り組みを支援、推進する事業を行う予定であることを説明した。

- ④ 令和3年度 箱根町文化財関係事業一覧（当初予算）（9ページ）  
文化財係が主管する事業の予算について説明した。

## 6 質疑等

各委員からの質問・意見等、並びに回答については、次のとおり

### （1）元箱根石仏群国道1号下通路の手摺について

（委員） 資料2頁の元箱根石仏群六道地蔵覆屋改修について、現地視察の際に指摘した扉等の一部改修等の対応はわかったが、その際に併せて指摘した国道下通路の手摺についても対応が必要ではないか。

（事務局） 手すりがかかなりささくれ立っているのは確認している。修理については方法等まだ検討中であるが、来年度ないしは今年度の修繕料で対応することを考えている。

### （2）仙石原湿原群落のヨシ刈りについて

（委員） 資料では、草刈の時はすべて「ヨシ」を使用しているが、その他は「アシ」が使われている。植物としての正式名はヨシか。

（委員） 標準和名は「ヨシ」である。

（委員） 「アシ」と「ヨシ」は、例えばアタリメとスルメの関係と同じように、もともと「アシ」だったものが、「悪し」に通じることから「ヨシ」になったと思われるが、正式な名称はどちらか。

（委員） 「アシ」と「ヨシ」は同一の種。ただ、現在では標準和名としては「ヨシ」となっている。

（委員） 資料7頁に、民間団体による「芦刈まつり」があり、こちらは「アシ」という名称が残っている。

（事務局） 「芦刈まつり」は地元の観光協会が主催するイベントで、「芦刈」は「芦刈の里」など固有名詞的のもので、「アシ」を刈る行事ではない。「芦ノ湖」「芦川」などの地名は「アシ（葦）」が生えていることによる地名と考えられている。

（委員） 「アシ」と「ヨシ」は同一の種。あるいはもともと「アシ（葦）」が一般的だったかもしれない。「ヨシ」と呼ばれるようになった理由に明解な根拠はないが、そのように説明されている文献が多い。標準和名には命名のルールがなく、いつの間にか「ヨシ」が広がったことでその名が標準和名と

なったのであろう。図鑑にはふつうは「ヨシ」と書かれている。

(委員) 芦ノ湖、芦川など地名に残るものはそのままとし、植物名をヨシとすることで整理、整合をとるのがよいのではないか。

(3) 仙石原湿原群落のヨシ刈における方形区設定について

(委員) 資料8にある5つの方形区毎に植生が記されているが、そこに「増殖」と「回復」という表現が使われている。意図的に区別して使用しているのか。

(事務局) 10数年程前に夏のヨシ刈を開始する際、方形区の場所を設定するにあたり専門家の方の意見を伺い、植生に応じた位置を決定した。その時にそれぞれの方形区毎に、かなり状況が悪い所は「回復」、比較的植生が残っている所は「増殖」と、状況に応じて表現を設定した。

(委員) それは、他の場所から植物を移植して回復や増殖を図るのではなく、ヨシを刈ることで(日照等の条件を良くし)、例えばサワギキョウなどが残っていればその回復を待つということか。

(事務局) そうである。以前から冬に機械による草刈りはやっていたが、夏は放置していたため専門家から夏はヨシが伸びることで湿原植物に夏の日照が確保できていないとの指摘をいただき、夏の日照を確保して環境を整備し、植生の回復等を図ろうと始めたものである。したがって人工的な移植等はやっていない。

(委員) 毎年同じ場所でやっているということか。方形区以外はヨシは伸び放題か。

(事務局) 夏はこれまでは毎年同じ場所でやっている。その中で、近年ヨシを刈った成果をどう把握したらよいのかが議論になり、2年前から、方形区と隣接した区域の開花状況調査を開始した。これは、ヨシ刈りをした区域と、植生が近いと思われる隣接区域でヨシを刈っていない区域との開花状況を比較することで、ヨシ刈りによる効果の検証を開始した。一方、これまで計測してきた、刈ったヨシの本巢や量は、近年比較的安定した値を示すようになったことから、今年度より実施しないこととした。

(委員) 手刈りということだが、機械で刈ることはやっていないのか。

- (事務局) 冬は機械刈りで全面的にやっている。
- (委員) 夏も機械で全面的に刈ったらどうか。
- (事務局) 夏はこれから生長するノハナショウブなどのヨシ以外の植物まで切らないよう、手刈りしている。
- (委員) 今のままだと、ヨシ刈りをする方形区だけがいい状態、例えば指定時の状態に戻るとか、そういう形になってしまうのではないか。
- (事務局) それが、今後の課題だと考えている。  
ここ数年の内に、開花状況調査等でヨシ刈りの効果を調査し、ヨシ刈りをするのが良いという結果が出れば、それからは、これをどうやって指定地内全域に広げていくかという課題にスライドして行くと思う。マンパワーの問題も含め、それをこの何年かで考えていかなければならない。ようやく課題が見えてきたというところである。
- (委員) 方形区以外にも草刈りの範囲を広めるとなると、例えば予算を伴うような場合には、草刈りの効果が証拠として必要となってくるということか。
- (事務局) おっしゃるとおりである。開花状況調査や植生調査等の後は、それらに基づき、湿原の保護対策をどうしていくかが、課題になっていくと思う。

#### (4) 箱根旧街道整備基本計画の策定について]

- (委員) 資料5の1頁目、「計画の目的」に記された内容が、文脈が乱れていてよくわからない。例えば主語は何か。
- (事務局) 主語は箱根町である。
- (委員) 主語と文意を明確化したうえで、文章を訂正してほしい。今回の整備基本計画の策定にあたっては、財源として国庫補助等の補助金を考えているか。
- (事務局) そう考えている。ただ、事業の内容によっては国庫補助の対象になるかどうか微妙なところもある。例えば石畳の復元整備などは補助対象となり得るが、杉並木の枝打ち等は日常管理の範囲とされると国庫補助の対象にはなりにくい。また、何年も補助金をもらって整備はできないため、できる限り補助対象としていただけるよう、計画的に事業化していきたい。
- (委員) これから動き出そうとしているところであるが、内容的にみて以下の2点を考えていかなければならないと思う。  
ひとつは、おそらく並行して進めていかなければならないであろう文化財保存活用地域計画策定の先行する事例とな

るかということ。

ふたつ目は予算的な問題である。例えば杉並木や石畳の整備を資料5の延長で進めていくとなると、予算書にある元箱根石仏群の通常管理委託が非常に高いことから、ガイダンス棟の今後の在り方を検討するにも長く保留はできないのではないか。

(事務局) そのあたりは財政状況をにらみながら整備を進めていくつもりである。ガイダンス棟については、昨年度現地視察でご覧いただいた通り、経年劣化で状態が悪くなっている。そのため早急な対応に迫られている。

ただ、現状ではガイダンス棟の維持管理費に対し、利用者は多くなく、無料であることから収入もない。そこで今後の対応としては、何千万もかけて改修していくよりも、ガイダンス機能は維持しながら、維持管理費も考慮した施設の在り方を検討する必要があるのではないかと考えている。

ガイダンス棟は令和3年度から3年契約で通常管理の委託をしているので、少なくとも契約の切替の時までには何らかの対応策を決める必要がある。ただし、そのためには地元との協議なども必要となってくるため、今年度から具体的な検討に入る必要があると考えている。

(委員) 年間管理委託費の内訳は。

(事務局) 主なものは清掃委託料、警備委託料等である。このうち清掃委託は毎日常駐する1人分の人件費で、維持費の大部分を占める。ガイダンス棟と東光庵と六道地蔵の覆屋の開け閉めや管理の他、周辺の清掃・草刈りといった通常管理を委託している。

もし、常駐を必要としないガイダンス施設とした場合、東光庵や六道地蔵覆屋の開閉などをどうするのか、という点も検討しなければならない。

#### (5) 配布資料の誤記の訂正

(委員) 9ページの「2文化財の保護保存に関すること(1)アは、指定ではなくて、登録ではないか。

(事務局) 訂正します。